

## 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

日本シイエムケイ株式会社

2026年4月1日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 石坂 嘉章

日本シイエムケイ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年8月28日付でシイエムケイ・プロダクツ株式会社（以下「シイエムケイ・プロダクツ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シイエムケイ・プロダクツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

## 記

### 1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

#### （1）吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）

シイエムケイ・プロダクツは、当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。

#### （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

シイエムケイ・プロダクツは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

#### （3）新株予約権買取請求（会社法第787条）

シイエムケイ・プロダクツは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

#### （4）債権者の異議（会社法第789条）

シイエムケイ・プロダクツは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2026年2月13日付にて、官報公告及び債権者に対する各別の催告を行いました。同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

#### （1）吸収合併をやめることの請求（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 796 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求 (会社法第 797 条)

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議 (会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 13 日付にて、官報公告及び電子公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、シイエムケイ・プロダクツからその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

シイエムケイ・プロダクツの事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

本合併による変更登記は、2026 年 4 月 3 日に申請する予定です。

7. 本合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当する事項はありません。

以上

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 2 月 13 日

シイエムケイ・プロダクツ株式会社

2026年2月13日

各位

神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目1番11号  
シイエムケイ・プロダクツ株式会社  
代表取締役社長 山口 喜久

シイエムケイ・プロダクツ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年8月28日付で日本シイエムケイ株式会社（以下「日本シイエムケイ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、日本シイエムケイを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。

本合併に関する事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 本合併の対価の相当性に関する事項、及び参考となるべき事項

日本シイエムケイは、当社の全株式を所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 日本シイエムケイに関する事項

日本シイエムケイの最終事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

4. 当社において最終事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日）の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社において、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後の日本シイエムケイの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、日本シイエムケイの今後の事業活動において、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。以上により、効力発生日以後における日本シイエムケイの債務につき、履行の見込みはありと判断しております。

以上

別紙 1  
吸収合併契約書



## 吸収合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（以下「甲」という。）とシイエムケイ・プロダクツ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約を締結する（以下「本契約」という。）。

### （吸収合併）

第1条 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

### （商号及び住所）

第2条 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

- 吸収合併存続会社：（商号）日本シイエムケイ株式会社  
（住所）東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
- 吸収合併消滅会社：（商号）シイエムケイ・プロダクツ株式会社  
（住所）神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目1番11号

### （本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### （甲の資本金及び準備金に関する事項）

第4条 本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### （効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2026年4月1日とする。ただし、本合併の進捗の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### （株主総会決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。  
2 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

### （会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすおそれのある行為をするときは、あらかじめ甲乙協議の上、実行するものとする。

### （本契約の変更及び解除）

第8条 本契約の締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなったとき、又はその他本合併の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### （準拠法及び管轄裁判所）

第9条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

2 本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### （協議事項）

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2025年8月28日

甲：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 石坂 嘉章



乙：神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目1番11号  
シイエムケイ・プロダクツ株式会社  
代表取締役社長 山口 喜久



別紙 2

シイエムケイ・プロダクツの最終事業年度に係る計算書類等

第 65 期

# 事 業 報 告

自 2024 年 4 月 1 日  
至 2025 年 3 月 31 日

**CMK**

日本シイエムケイ株式会社

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、海外の景気後退懸念、継続的な物価上昇や為替変動等を注視する必要があり、先行き不透明な状況が続いております。世界経済においても、地政学リスクに加えて、中国および欧州経済の停滞、各国の通商政策動向による世界経済の悪化懸念等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループ主力の車載分野においては、各国の自動車需要回復が鈍いことなどにより、受注は未だ低調に推移しております。

当社グループは、注力分野の走行安全系向けの販売が順調に推移したことや為替影響等により、連結売上高は954億86百万円（前期比5.4%の増収）となりました。

利益面につきましては、売上高増加の影響に加え、生産工場の稼働率は低調に推移しているものの、生産性向上や為替影響等により、営業利益は38億7百万円（前期比7.9%の増益）となりました。

経常利益は、営業利益の増加や円が対米ドルおよびタイバーツで通貨安に推移したことなどによる為替差益19億57百万円を計上したため、55億33百万円（前期比15.4%の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は、37億89百万円（前期比1.7%の減益）となりました。

品目別の売上状況につきましては、以下のとおりであります。

期 別 品 目	当 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		前 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)		増 減	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	増 減 率 (%)
ビルドアップ配線板	29,850	31.3	26,071	28.8	3,779	14.5
多層プリント配線板	51,045	53.4	49,860	55.0	1,184	2.4
両面プリント配線板	10,008	10.5	10,054	11.1	△45	△0.5
そ の 他	4,582	4.8	4,582	5.1	△0	△0.0
合 計	95,486	100.0	90,568	100.0	4,917	5.4

#### <ビルドアップ配線板>

主として、自動車関連製品や通信機器、デジタルカメラ等に用いられているビルドアップ配線板は、自動車向け製品の販売が増加したことにより、売上は前期比37億79百万円の増加（増加率14.5%）となりました。

#### <多層プリント配線板>

主として、自動車関連製品に用いられている多層プリント配線板は、自動車向け製品の販売が増加したことにより、売上は前期比11億84百万円の増加（増加率2.4%）となりました。

#### <両面プリント配線板>

主として、自動車関連製品やコンピュータ関連機器等に用いられている両面プリント配線板は、自動車向け製品の販売は増加したものの、その他製品の販売が減少し、売上は前期比45百万円の減少（減少率0.5%）となりました。

#### <その他>

上記各品目に付帯する回路設計、試作品、金型、各種治具類等を中心としたその他売上は、前期比横ばいとなりました。

## (2) 設備投資等および資金調達の状況

### ① 設備投資の状況

当連結会計年度中の固定資産投資総額は、184億36百万円で、その主なものはタイ新工場と中国の工場への設備投資によるものであります。

### ② 資金調達の状況

当連結会計年度において、タイ新工場のための設備投資資金として、短期借入金で60億円および長期借入金で86億40百万円(THB 2,000百万)を調達いたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、主要国の政策変更に伴う各国経済の減速懸念や、不安定な為替等、依然として先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

また自動車業界においても同様にその影響を受け、不透明な状況が続くと予想されますが、中長期的にはADAS、自動運転進化による制御複雑化に伴いECUの数も増加、および複雑化し、当社グループ主力の車載プリント配線板の需要は拡大するものと見込まれます。

当社グループは2023年11月に中期経営計画を見直しました。主要顧客の中長期需要が強いことや、地政学リスク回避の流れを背景とした当社タイ工場に対するニーズの高まりを受けて、成長加速を実現するためにタイに新工場を建設し、2024年8月より信頼性評価の生産を開始、顧客承認活動を行ってまいりましたが、自動車の全体需要停滞に伴い、量産稼働につきまちは、2025年10月から開始といたしました。

足元厳しい事業環境は続いているものの、競争優位性のある車載製品への注力強化、車載製品ポートフォリオのさらなる高付加価値シフト等の車載成長戦略は順調に推移しております。

また、車載以外の新事業領域をもう一つの柱とすべく、技術力の強化を図っております。そのなかで、当社は2025年4月25日付にて株式会社ダイワ工業が保有する「DPGA基板」の特許に関する通常実施権許諾契約を締結いたしました。DPGA基板は放熱性、接続信頼性、軽量化が特徴の基板であり、本技術によって、今後のプリント配線板に求められる放熱ニーズに対応し、新事業領域における設計、企画提案の幅を広げ、さらなる拡販を推進し、中期経営計画の達成を目指してまいります。

また、2050年のカーボンニュートラルへの対応として、「環境方針」をもとに、「中長期環境行動計画」を策定し、環境保全活動を推進するなかで、各工場で設備更新等の電力削減、太陽光発電による再生可能エネルギー使用等の対応によるCO<sub>2</sub>排出量の削減を進めております。当社の中国工場においては、グリーン電力を導入しており、2026年度には全てグリーン電力化出来

る見込みとなっております。

さらに、気候変動緩和に向けた取り組みについては、CDPの「気候変動レポート2024」で2023年度に引き続きBスコアを取得しており、今後とも持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

当社はこれらの課題に適切に対応し、企業価値の最大化および持続可能な成長の実現を目指してまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、何卒、ご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 62 期 (2021年 4月 1日から 2022年 3月 31日まで)	第 63 期 (2022年 4月 1日から 2023年 3月 31日まで)	第 64 期 (2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで)	第 65 期 (当連結会計年度) (2024年 4月 1日から 2025年 3月 31日まで)
売 上 高(百万円)	81,486	83,840	90,568	95,486
経 常 利 益(百万円)	3,305	2,622	4,795	5,533
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,785	1,588	3,855	3,789
1株当たり当期純利益 (円)	47.05	26.83	64.21	53.19
総 資 産(百万円)	104,865	114,570	131,606	148,540
純 資 産(百万円)	54,466	58,779	72,913	81,428

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	百万円 233	99.9	プリント配線板製造
CMK ASIA (PTE.) LTD.	百万US\$ 63	100.0	プリント配線板販売
CMKM SDN. BHD.	百万MYR 1	100.0	プリント配線板販売支援
CMK CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	百万THB 8,007	100.0	プリント配線板製造
希門凱電子（無錫）有限公司	百万人民元 502	85.0	プリント配線板製造
新昇電子（香港）有限公司	百万HK\$ 150	100.0	プリント配線板販売
旗利得電子（東莞）有限公司	百万人民元 293	100.0 (100.0)	プリント配線板製造
新昇電子貿易（深圳）有限公司	百万人民元 1	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK EUROPE N. V.	百万EUR 22	100.0 (100.0)	プリント配線板販売
CMK (Germany) GmbH	百万EUR 0.025	100.0	プリント配線板販売支援
CMK AMERICA CORPORATION	百万US\$ 0.1	100.0	プリント配線板販売

(注) 1. 「当社の出資比率」欄の（ ）内書は、間接所有割合（内数）であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

3. 2024年4月29日付で、CMK(Germany)GmbHを設立いたしました。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、プリント配線板および電子デバイスならびにその関連製品の設計・製造・販売を主要な事業内容としております。

(7) 主要な営業所および工場等 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	川 越 オ フ ィ ス	埼玉県川越市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市	名 古 屋 営 業 所	愛知県刈谷市
広 島 営 業 所	広島市東区		
新 潟 工 場	新潟県聖籠町	蒲 原 工 場	新潟県五泉市
秩 父 工 場	埼玉県秩父市	出 荷 セ ン タ ー	群馬県伊勢崎市

(注) 大阪営業所は、大阪府守口市から大阪府大阪市に移転し、2024年8月5日より大阪オフィスに名称変更しております。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
シイエムケイ・プロダクツ株式会社	神奈川県相模原市
CMK ASIA (PTE.) LTD.	シンガポール共和国
CMK M S D N . B H D .	マレーシア
CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国
希門凱電子(無錫)有限公司	中華人民共和国江蘇省無錫市
新昇電子(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
旗利得電子(東莞)有限公司	中華人民共和国広東省東莞市
新昇電子貿易(深圳)有限公司	中華人民共和国広東省深圳市
CMK EUROPE N.V.	ベルギー王国
CMK (Germany) GmbH	ドイツ連邦共和国
CMK AMERICA CORPORATION	アメリカ合衆国

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期比増減
4,483名	97名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,143名	13名減	48.73歳	19.55年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、受入出向者2名を含み、出向者108名は含まれておりません。  
2. 上記のほか、契約社員23名、パートタイマー3名が在籍しております。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

企業集団の主要な借入先

借入先	期末借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	11,190
日本国際協力銀行	9,300
株式会社三井住友銀行	8,999
株式会社きらぼし銀行	4,533

(注) 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 227,922,000株
- (2) 発行済株式の総数 71,251,881株 (自己株式4,595株を除く)
- (3) 当期末株主数 18,663名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,596	14.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,782	6.7
株式会社みずほ銀行	2,576	3.6
一般財団法人電子回路基板技術振興財団	2,500	3.5
第一生命保険株式会社	1,895	2.7
株式会社きらぼし銀行	1,745	2.4
株式会社三井住友銀行	1,613	2.3
佐藤商事株式会社	1,506	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,300	1.8
J P モルガン証券株式会社	1,290	1.8

(注) 持株比率については、自己株式4,595株を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式22,160株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 澤 功	一般社団法人電子回路基板技術振興財団理事長
代表取締役社長	石 坂 嘉 章	
取締役 執行役員	手 戸 邦 彦	経理担当、情報システム担当
取締役 執行役員	山 口 喜 久	経営企画担当 兼 経営企画部長、 シイエムケイ・プロダクツ株式会社担当
取締役 執行役員	大 野 和 人	人事総務担当、内部統制担当、CSR担当、法務担当
取締役 執行役員	高 橋 聡	グローバル生産担当、開発技術担当、生産本部長
取締 役	佐 藤 り か	佐藤&パートナーズ法律事務所代表 デクセリアルズ株式会社社外取締役監査等委員 日本プラスト株式会社社外取締役
取締 役	海 藤 満	碌々スマートテクノロジー株式会社代表取締役会長 一般財団法人機械振興協会理事
取締 役	種 市 正 四 郎	
常 勤 監 査 役	岡 部 明 広	
監 査 役	芦 辺 真 幸	
監 査 役	横 小 路 喜 代 隆	株式会社ALiNKインターネット常勤監査役 (社外監査役)

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第64回定時株主総会において、高橋 聡氏が取締役にあらたに選任され、就任いたしました。
2. 2024年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、西沢 亨氏は取締役に任期満了により退任いたしました。
3. 監査役岡部明広氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐藤りか氏、海藤 満氏および種市正四郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。

5. 監査役芦辺真幸氏および横小路喜代隆氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
6. 事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりであります。

異動年月日	氏名	異動前	異動後
2025年4月1日	山口喜久	取締役執行役員 経営企画担当兼 経営企画部長 シイエムケイ・プロダクツ(株)担当	取締役執行役員 経営企画担当 シイエムケイ・プロダクツ(株)担当
2025年4月1日	大野和人	取締役執行役員 人事総務担当、内部統制担当、 CSR担当、法務担当	取締役執行役員 コーポレート担当（人事総務、 内部統制、CSR、法務）
2025年4月1日	高橋 聡	取締役執行役員 グローバル生産担当、 開発技術担当、生産本部長	取締役執行役員 グローバル生産担当、生産技術担当、 開発技術担当、生産本部長

7. 当社は、経営意思決定の迅速化および経営責任の明確化を図るため執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在における取締役兼務者以外の執行役員の地位および担当または重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
上席執行役員	藤野敏和	グローバル生産副担当、 CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Chairman 兼 Managing Director
上席執行役員	小泉達也	営業本部長
執行役員	宮本学	人事総務担当、危機管理担当、環境推進部長
執行役員	李 敏	アジア地区生産担当、希門凱電子（無錫）有限公司副董事長、 CMK CORPORATION (THAILAND)CO., LTD. Deputy Managing Director

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用等を

填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為、違法に利益または便宜を得る行為等がある場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	200 (21)	181 (21)	6 (-)	11 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (6)	17 (6)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	217 (27)	198 (27)	6 (-)	11 (-)	13 (5)

(注) 上記支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

##### ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、連結経常利益を指標としております。当該指標を選定した理由は、当社の経常的な営業活動に加え財務活動を含めた事業全体の成果を表す指標であるためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の係数を乗じ、定性評価を行ったうえで金額を決定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. (4)財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

##### ③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

##### ④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月28日開催の第47回定時株主総会において、取締役に支給する報酬上限額を年

額4億2千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役に支給する報酬上限額を年額6千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役は3名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第62回定時株主総会において、株式報酬の額として年額3千万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役および監査役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は5名です。

#### ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、あらかじめ指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けてから、2024年6月26日開催の取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

##### (ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### (イ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位・職責および貢献度に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

##### (ウ) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標を反映した現金報酬とし、直近3年間の連結経常利益の平均額に一定の率を乗じて算出された額を原資とし、月例の固定報酬と合わせて支給するものとする。

非金銭報酬は、取締役在任期間を譲渡制限期間とした譲渡制限付株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。

(工) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と業績連動報酬および非金銭報酬の割合は、経営状況や他社水準を踏まえ、当社の報酬体系が企業価値の持続的な向上のための適切なインセンティブとして機能するように決定するものとする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長に対し、その具体的内容の決定について委任するものとする。代表取締役会長は、本方針に基づき、基本報酬および業績連動報酬について、指名・報酬諮問委員会における審議とその同意を得たうえで、取締役の個別の報酬額を決定するものとする。

なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役の個別の割当株式数を取締役会において決議する。

また、監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることに鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別により定め、監査役の協議により決定するものとしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2024年6月26日の取締役会において、代表取締役会長大澤 功に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしており、代表取締役会長は、指名・報酬諮問委員会の審議とその同意を得たうえで、取締役の個人別の報酬額を決定しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部分について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

## (5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外役員の重要な兼職先の状況については、「3. (1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。社外取締役海藤 満氏は、碌々スマートテクノロジー株式会社の代表取締役会長であり、当社と同社は設備・部品等の取引関係がありますが、その取引金額は両社において売上高の0.1%未満と僅少であります。その他の社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐 藤 り か	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から適宜発言を行っております。</p> <p>また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	海 藤 満	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、事業会社での長年の経験や代表取締役として培われた豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜発言を行っております。</p> <p>また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	種 市 正 四 郎	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた見識に基づき適宜発言を行っております。</p> <p>また、当社が設置した任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、役員等の人事や報酬等についての諮問事項を審議するにあたり、客観性・透明性および妥当性の観点から意見・助言を行うなど重要な役割を果たしております。</p>
社外監査役	芦 辺 真 幸	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、金融機関等で培われた豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	横 小 路 喜 代 隆	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、また監査役会14回のすべてに出席し、事業会社で長年要職を務めた豊富な経験や監査役として培われた経験に基づき適宜発言を行っております。</p>

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	81百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、CMK CORPORATION (THAILAND) CO.,LTD.、新昇電子(香港)有限公司については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームの監査を受けております。
3. 当社の監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事項に該当すると認められる場合、必要に応じて監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づく基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議いたしております。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社グループの役職員は、当社のコンプライアンスに対する基本姿勢を明示した「CMKグループ行動宣言」に則りその職務を遂行することで、法令・定款および社会規範を遵守し、コンプライアンス体制の強化に努める。

(イ) 取締役会による取締役の職務執行に対する監督機能と、監査役の監査機能を強化することにより、経営監視機能の充実を図る。

(ウ) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、毅然とした態度で対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録を含む）については、社内規程に従い関係部署等において適切に保存・管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業を取り巻くあらゆるリスクに対処するため、全社横断的なリスク管理体制を整備するとともに全社方針に基づきリスクマネジメントの強化を図る。

「内部統制委員会」において、リスクの把握・評価、およびコントロール、リスク管理計画の検証等、リスクの未然防止システムの整備・強化を図るとともに、リスク発生時には「危機管理委員会」において発生リスクへの迅速かつ適切な対応を行うことにより、全社リスクマネジメント強化に努める。

「内部統制委員会」と代表取締役の間の直接の指示・報告を定期的に行うことにより、内部統制システムの実効性を一層高める。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入することにより、取締役による意思決定を効率的に行う。企業を取り巻く環境変化を捉え、状況に即した組織体制を整備するとともに、社内規程を整備し各役職者の権限および責任の明確化を図る。事業・統括部門ごとに改善活動を行い、効率性を阻害する要因の発見とその対策を継続的に実施し、全社的な業務の効率化を推進する。

#### ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の自主運営を尊重しつつ、事業内容の定期報告をはじめ重要案件については事前協議を旨とするなど、子会社の経営管理および経営指導を行う。また損益に影響を及ぼす重大

案件については当社取締役会の承認を受けるものとする。必要に応じて当社役職員を子会社の取締役および監査役として派遣し、業務の適正の確保に努める。

(イ) 当社グループのリスク管理規則類に則り、「内部統制委員会」が当社グループ全体のリスク管理推進にかかわる課題および対応策を審議する。

当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には「危機管理委員会」を中心に当社グループの事業継続に支障がでないよう対処する。

(ウ) 連結ベースでの中期経営計画を策定し当該計画を具現化するため、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標を定め実績を管理し、当社グループ各社と共有する。

(エ) 「経営理念」に基づく「CMKグループ行動宣言」を当社グループの役職員に周知徹底するため、研修や啓発活動等の継続的な取り組みによりコンプライアンス意識の維持・向上を図る。また、これらを各現場へ浸透させるため、グループ内にコンプライアンス担当者を置く。

内部監査部門は子会社の状況を監査し、改善に向けた指導、助言を行う。

(オ) 監査役および外部の弁護士事務所を相談窓口とする「内部通報制度」を海外を含めたグループ全社に展開し、コンプライアンス違反の発見と再発防止を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役による監査の実効性を確保するため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。同使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、これに必要な知識・能力を有する者を選任する。

⑦ 前項にいう使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を確保するため、同使用人の考課・異動等人事権に係る事項の決定については、常勤監査役の同意を得たうえで決定する。

⑧ 取締役、その他使用人等および子会社の取締役、使用人等が監査役等に報告をするための体制

(ア) 監査役は、取締役会およびその他重要な会議に出席し、重要な経営情報、リスク情報について適時、報告を求める。重要な会議の議事録、稟議書等は常時監査役の閲覧を可能とする。

(イ) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

(ウ) 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(エ) 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を

及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに所管部門へ報告するほか、「内部通報制度」等の仕組みを利用して直接監査役に通報する。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「内部通報制度」による報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として当該通報者に対して解雇その他の不利益な取り扱いを行うことを禁止し、これを当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を負担する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 代表取締役は、監査役と適宜情報交換や意見交換等を十分に行える機会を確保し、当社グループにとって相応しい内部統制システムの充実に努める。

(イ) 監査役の職務遂行にあたっては、監査役の判断により、弁護士、公認会計士等外部の専門家との連携を図る機会を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づき、体制の整備と適切な運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① 内部統制に係る管理機構と開催状況について

「内部統制委員会」傘下の「コンプライアンス推進分科会」および「財務報告分科会」により、それぞれ取り組みを進めてまいりましたが、会社法分野を管掌する内部統制委員会傘下の「コンプライアンス推進分科会」を当期1回開催の後、両分科会を統合し新体制での「内部統制委員会」を当期1回開催しました。内部統制のさらなる有効性向上のため、代表取締役会長、代表取締役社長、内部統制担当役員、執行役員、内部監査室長、オブザーバーの立場から常勤監査役が参加し、「内部統制に関する基本方針」に即し取り組みを進めました。

- ② 主な取り組み内容について

(法令遵守体制に関する取り組み状況)

継続的な取り組みとして法令改正等入手情報の点検・整理を行うとともに、管理職向けに各種ルール周知のためのコンプライアンス研修を実施しました。また、コンプライアンス浸

透活動の一環としてコンプライアンスハンドブックを時勢に合わせた改訂版に更新するとともに、全職場において当期2回のコンプライアンスミーティングを実施しました。

(情報の保存管理体制に関する取り組み状況)

取締役会議事録その他重要会議議事録等は、情報セキュリティ管理規程等の社内規程に基づき、保存年限を定め適切に文書管理を実施しております。

(損失の危険の管理体制に関する取り組み状況)

安全衛生を統括・推進する組織を新設し、当該組織主導により安全衛生、防火管理、リスクサーベイに取り組むとともに、各種BCPの整備を進め各拠点によるBCP演習を定期的の実施継続しています。

(職務執行の適正および効率性の確保体制に関する取り組み状況)

「取締役会規程」および期初に定めた年間計画に基づき、取締役会を原則毎月開催し、中期経営計画、年度予算等の意思決定を行っています。重要な審議事項については、社外役員へ事前に説明を実施するほか、社外役員のためのミーティングの機会を設けています。取締役および監査役にアンケートを実施し、分析結果を取締役会で審議し、実効性向上に努めています。また、グループ全体でIT化を推進し、情報共有等の効率化を推進しています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第 65 期

# 計 算 書 類

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

- (1) 連 結 貸 借 対 照 表
- (2) 連 結 損 益 計 算 書
- (3) 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- (4) 連 結 注 記 表
- (5) 貸 借 対 照 表
- (6) 損 益 計 算 書
- (7) 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- (8) 個 別 注 記 表



日本シイエムケイ株式会社

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>62,382</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>33,686</b>
現金及び預金	22,193	支払手形及び買掛金	11,540
受取手形及び売掛金	17,847	電子記録債務	2,469
電子記録債権	1,782	短期借入金	6,000
商品及び製品	10,141	1年内償還予定の社債	773
仕掛品	5,088	1年内返済予定の長期借入金	6,049
原材料及び貯蔵品	3,337	未払金	4,366
その他	1,993	リース債務	59
貸倒引当金	△3	未払法人税等	521
<b>固 定 資 産</b>	<b>86,131</b>	賞与引当金	726
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>76,492</b>	製品保証引当金	37
建物及び構築物	12,832	その他	1,141
機械装置及び運搬具	20,998	<b>固 定 負 債</b>	<b>33,425</b>
工具、器具及び備品	1,972	社債	3,000
土地	7,028	長期借入金	28,295
建設仮勘定	33,659	リース債務	58
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>995</b>	繰延税金負債	1,255
のれん	15	退職給付に係る負債	175
その他	979	資産除去債務	512
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,643</b>	その他	129
投資有価証券	4,041	<b>負 債 合 計</b>	<b>67,112</b>
退職給付に係る資産	2,114	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	111	<b>株 主 資 本</b>	<b>62,817</b>
その他	2,399	資本金	24,102
貸倒引当金	△23	資本剰余金	18,758
<b>繰 延 資 産</b>	<b>27</b>	利益剰余金	19,959
社債発行費	27	自己株式	△3
<b>資 産 合 計</b>	<b>148,540</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>16,294</b>
		その他有価証券評価差額金	1,880
		為替換算調整勘定	13,775
		退職給付に係る調整累計額	638
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,316</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>81,428</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>148,540</b>

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		95,486
売 上	原 価		79,918
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		15,568
営 業 外 収 益	利 益		11,760
受 取 配 当 金	利 益	109	
受 取 替 換 債 権	利 益	127	
受 取 賃 料	利 益	1,957	
受 取 そ の 他	利 益	75	
営 業 外 費 用	利 益	330	2,599
支 払 手 対 公 司	利 益	560	
支 払 境 外 税	利 益	21	
支 払 租 税	利 益	91	
支 払 そ の 他	利 益	38	
支 払 利 益	利 益	163	873
特 別 利 益	利 益		5,533
固 定 資 産 売 却 益	利 益	116	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	利 益	15	131
特 別 損 失	損 失		
固 定 資 産 売 却 損	損 失	24	
固 定 資 産 除 却 損	損 失	275	
減 損 損 失	損 失	18	317
税金等調整前当期純利益	純 利 益		5,347
法人税、住民税及び事業税	税 額	931	
法人税等調整額	税 額	511	1,443
当期純利益	純 利 益		3,903
非支配株主に帰属する当期純利益	純 利 益		114
親会社株主に帰属する当期純利益	純 利 益		3,789

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,096	18,752	17,523	△2	60,369
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	6	6			12
剰 余 金 の 配 当			△1,353		△1,353
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,789		3,789
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	6	6	2,436	△0	2,448
当 期 末 残 高	24,102	18,758	19,959	△3	62,817

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,870	7,948	627	10,445	2,098	72,913
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						12
剰 余 金 の 配 当						△1,353
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,789
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	9	5,827	11	5,848	217	6,066
当 期 変 動 額 合 計	9	5,827	11	5,848	217	8,514
当 期 末 残 高	1,880	13,775	638	16,294	2,316	81,428

## 連 結 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数……………11社

主要な連結子会社の名称……………主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1.企業集団の現況に関する事項（5）重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の状況

関連会社の名称……………株式会社エストコーポレーション

持分法を適用しない理由……………持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理、  
売却原価は移動平均法により算定)  
……………市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引により生じる債権および債務…時価法

##### ③ 棚卸資産

・当社および国内連結子会社

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・在外連結子会社

主として移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～65年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

#### (4) 収益および費用の計上基準

当社グループは、主にプリント配線板の製造および販売を行っており、主に顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格は基本的に顧客との契約に基づいており、顧客との契約において約束された対価から返品、値引および割戻し等を控除した金額で測定しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品又は製品の販売に関連して提供している製品保証については、販売された商品又は製品が顧客との間で合意された仕様に従っているという保証であるため、当該保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

##### ①国内販売における収益認識時点

国内販売において、当該履行義務は、商品又は製品の顧客への引渡し完了した時点又は顧客が検収した時点で、当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、一部の商品又は製品の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

##### ②海外販売における収益認識時点

海外販売において、当該履行義務は、貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点又は顧客が検収した時点で、当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
C M K A S I A ( P T E . ) L T D .	12月31日
C M K M S D N . B H D .	12月31日
CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD.	12月31日
希 門 凱 電 子 ( 無 錫 ) 有 限 公 司	12月31日
新 昇 電 子 ( 香 港 ) 有 限 公 司	12月31日
旗 利 得 電 子 ( 東 莞 ) 有 限 公 司	12月31日
新 昇 電 子 貿 易 ( 深 圳 ) 有 限 公 司	12月31日
C M K E U R O P E N . V .	12月31日
CMK AMERICA CORPORATION	12月31日
C M K ( G e r m a n y ) G m b H	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、上記決算日の決算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

・簡便法の採用

一部の在外連結子会社については、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約、金利スワップ

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務、借入金利息

・ヘッジ方針

為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避することを目的として実施しております。

・ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計とヘッジ対象の変動の累計との比率を比較し、有効性を判断しておりますが、契約内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。なお、振当処理による為替予約および特例処理による金利スワップについても有効性の判定を省略しております。

⑥ のれんの償却方法および償却期間に関する事項

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の均等償却を行っております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	76,492百万円
無形固定資産	995百万円
減損損失	18百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については会社単位を基礎にグルーピングしており、遊休資産、売却・処分予定資産および賃貸用資産については、独立して収支把握が可能であるため、個々に独立した単位としてグルーピングしております。

各資産グループにおいて、収益性の低下や使用範囲・方法の変化、経営環境の悪化、また市場価格の下落等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基に経営環境などの外部情報や内部情報を総合的に勘案し、合理的な使用計画等を考慮し算定しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動による経営環境の悪化などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の認識に重要な影響を与える可能性があります。

なお、売却予定資産については、「(連結損益計算書に関する注記) 減損損失」に記載のとおり、減損損失18百万円を特別損失に計上しております。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	111百万円
繰延税金負債	1,255百万円
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額	854百万円

このうち、連結計算書類を構成する当社において、繰延税金負債351百万円(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額659百万円)を計上しております。

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積りを行っております。また、課税所得の見込額の算定には事業計画を使用しており、当該事業計画の主要な仮定は販売数量であります。当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しておりますが、不確実性が高く将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、課税所得の見積額が変動し回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 116,881百万円
2. 圧縮記帳

取得価額から控除されている国庫補助金の圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	15百万円
機械装置及び運搬具	75百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損金額 (百万円)
埼玉県秩父市	売却予定資産	土地	18

当社グループは、原則として、事業用資産については会社単位を基礎にグルーピングしており、遊休資産、売却・処分予定資産および賃貸用資産については、独立して収支把握が可能であるため、個々に独立した単位としてグルーピングしております。

上記の売却予定資産については、売却処分による回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は売却予定額により測定しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数  
普通株式 71,256,476株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,353	19.0	2024年3月31日	2024年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,425	20.0	2025年3月31日	2025年6月26日

3. 当連結会計年度末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理と残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務ならびに未払金は、1年内の支払期日です。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、社債および長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち一部の長期借入金については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の範囲内で行うという基本方針のもとで、財務担当部門が決裁者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「3. 会計方針に関する事項」に記載されている「(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」の「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社がグループ各社の資金繰り計画を確認することなどにより管理しております。また、当社では、流動性を確保するために取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(3) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額74百万円)は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	3,966	3,966	—
資産計	3,966	3,966	—
(2)社債(*1)	3,773	3,637	△135
(3)長期借入金(*2)	34,344	33,759	△584
負債計	38,117	37,397	△720

(\*1)社債で支払期日が1年以内になったことにより、1年内償還予定の社債に計上されたものについては、本表では社債として表示しております。

(\*2)長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、1年内返済予定の長期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,966	—	—	3,966

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	3,637	—	3,637
長期借入金	—	33,759	—	33,759

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「社債および長期借入金」参照)。

社債および長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、主にプリント配線板を生産・販売しており、国内においては当社および国内連結子会社が、海外においては中国、東南アジア、欧米の各地域を現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、生産・販売の管理体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「中国」、「東南アジア」および「欧米」の4つを当社の報告セグメントとしており、当該地域に基づき、報告セグメントごとに収益を分解しております。

(単位：百万円)

	日本	中国	東南 アジア	欧米	計
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	56,821	18,786	15,587	4,290	95,486
その他収益	—	—	—	—	—
計	56,821	18,786	15,587	4,290	95,486

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債	6

契約負債は履行義務の充足前に顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い残高が減少します。前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,110円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 53円19銭    |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>32,255</b>	<b>流動負債</b>	<b>33,039</b>
現金及び預金	9,738	支払手形	7
受取手形	3	電子記録債権	2,469
電子記録債権	1,607	買掛金	7,619
売掛金	11,487	短期借入金	6,000
商品及び製品	4,858	関係会社短期借入金	8,424
仕掛品	1,734	1年内償還予定の社債	773
材料及び貯蔵品	1,195	1年内返済予定の長期借入金	5,119
前払費用	157	リース債権	40
関係会社短期貸付金	200	未払金	1,078
未収入金	1,179	未払法人税等	450
その他金	94	未払消費税等	63
貸倒引当金	△1	未払費用	278
<b>固定資産</b>	<b>74,583</b>	預り金	67
<b>有形固定資産</b>	<b>17,780</b>	賞与引当金	538
建物	5,533	製品保証引当金	15
構築物	391	設備支払手形	90
機械及び装置	5,377	その他	3
車両及び運搬具	22	<b>固定負債</b>	<b>23,722</b>
工具器具及び備品	271	社長期借入金	3,000
土地	5,987	リース負債	19,925
建設仮勘定	196	繰延税金負債	38
<b>無形固定資産</b>	<b>410</b>	繰延資産除く	351
借地権	8	繰延資産	332
施設利用権	0	その他	74
ソフトウェア	38	<b>負債合計</b>	<b>56,762</b>
ソフトウェア仮勘定	362	純資産の部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>56,392</b>	<b>株主資本</b>	<b>48,222</b>
投資有価証券	4,039	資本金	24,102
関係会社株式	19,540	資本剰余金	18,424
関係会社出資金	5,776	資本準備金	15,292
関係会社長期貸付金	24,733	その他資本剰余金	3,132
保険積立金	1,153	<b>利益剰余金</b>	<b>5,698</b>
前払年金費用	948	その他利益剰余金	5,698
その他金	224	繰越利益剰余金	5,698
貸倒引当金	△25	<b>自己株式</b>	<b>△3</b>
<b>繰延資産</b>	<b>27</b>	評価・換算差額等	1,880
社債発行費	27	その他有価証券評価差額金	1,880
<b>資産合計</b>	<b>106,865</b>	<b>純資産合計</b>	<b>50,103</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>106,865</b>

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		55,984
売上原価		49,069
総利益		6,914
販売費及び一般管理費		6,061
営業利益		853
営業外収益		
受取利息	973	
受取配当金	743	
受取技術指導料	78	
為替差益	248	
その他	1,349	
営業外費用		
支社外債利息	509	
支社外手数料	35	
環境対策費	15	
その他	91	
経常利益		754
特別利益		3,780
固定資産売却益	111	
投資有価証券売却益	15	
特別損失		
固定資産除却損	20	
減損	18	
税引前当期純利益		38
法人税、住民税及び事業税	553	
法人税等調整額	104	
当期純利益		3,869
		657
		3,211

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	24,096	15,285	3,132	18,418	3,840	3,840	△2	46,352
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	6	6		6				12
剰 余 金 の 配 当					△1,353	△1,353		△1,353
当 期 純 利 益					3,211	3,211		3,211
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	6	6	-	6	1,858	1,858	△0	1,870
当 期 末 残 高	24,102	15,292	3,132	18,424	5,698	5,698	△3	48,222

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,870	1,870	48,223
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			12
剰 余 金 の 配 当			△1,353
当 期 純 利 益			3,211
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10	10	10
当 期 変 動 額 合 計	10	10	1,880
当 期 末 残 高	1,880	1,880	50,103

## 個 別 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

……………主として総平均法による原価法

(なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。)

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～65年

構築物 6～60年

機械及び装置 2～15年

車両及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産 ……………定額法  
(リース資産を除く)  ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 ……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債の償還期間にわたり、利息法により償却しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

また、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

製品保証引当金 ………………製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

8. 収益および費用の計上基準

当社は、主にプリント配線板の製造および販売を行っており、主に顧客との契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。

取引価格は基本的に顧客との契約に基づいており、顧客との契約において約束された対価から返品、値引及び割戻し等を控除した金額で測定しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品又は製品の販売に関連して提供している製品保証については、販売された商品又は製品が顧客との間で合意された仕様に従っているという保証であるため、当該保証に関連する費用に対して製品保証引当金を認識しております。

また、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

①国内販売における収益認識時点

国内販売において、当該履行義務は、商品又は製品の顧客への引渡しが完了した時点又は顧客が検収した時点で、当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、一部の商品又は製品の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間である場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

②海外販売における収益認識時点

海外販売において、当該履行義務は、貿易条件に基づき危険負担が顧客に移転した時点又は顧客が検収した時点で、当該商品又は製品に対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、借入金利息

ヘッジ方針

為替変動リスクおよび金利変動リスクを回避することを目的として実施しております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動の累計とヘッジ対象の変動の累計との比率を比較し、有効性を判断しておりますが、契約内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の判定を省略しております。なお、振当処理による為替予約および特例処理による金利スワップについても有効性の判定を省略しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	17,780百万円
無形固定資産	410百万円
減損損失	18百万円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 1.固定資産の減損損失(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	351百万円
--------	--------

(注) 繰延税金資産・繰延税金負債は相殺表示しております。

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2.繰延税金資産の回収可能性(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,459百万円
短期金銭債務	3,837百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 57,937百万円

3. 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. 8,820百万円(THB 2,000百万)

下記関係会社の支払債務に対し、債務保証を行っております。

CMK CORPORATION(THAILAND)CO.,LTD. 302百万円(THB 68百万)

4. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額

建物	0百万円
構築物	14百万円
機械及び装置	75百万円

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引高

売上高 1,478百万円

仕入高 25,101百万円

営業取引以外の取引高 2,349百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損金額 (百万円)
埼玉県秩父市	売却予定資産	土地	18

当社は、事業用資産については会社単位を基礎にグルーピングしており、遊休資産、売却・処分予定資産および賃貸用資産については、独立して収支把握が可能であるため、個々に独立した単位としてグルーピングしております。

上記の売却予定資産については、売却処分による回収可能価額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は売却予定額により測定しております。

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,729	866	—	4,595

(注1) 自己株式の増加866株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、繰越欠損金、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、当事業年度末における繰延税金資産の評価性引当額は7,981百万円となります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等  
該当事項はありません。
2. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	CMK CORPORATION (THAILAND)CO.,LTD.	所有 直接 100.0%	資金の援助 債務保証 商品の仕入	資金の貸付 (注2)	22,491	関係会社 長期貸付金	22,491
				資金の回収 (注2)	22,491		
				利息の受取 (注2)	849	未収利息	—
				債務保証 (注3)	9,122	—	—
				増資の引受 (注4)	4,579	—	—
				仕入高 (注5)	9,975	買掛金	995
子会社	希門凱電子(無錫) 有限公司	所有 直接 85.0%	商品の仕入	仕入高 (注5)	8,148	買掛金	2,256
子会社	新昇電子(香港) 有限公司	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	3,275	関係会社 短期借入金	3,289
				利息の支払 (注2)	14	未払利息	—
			商品の仕入 販売支援	仕入高 (注5)	6,457	買掛金	506
				ロイヤルティ の受領(注6)	248	未収入金	265
子会社	旗利得電子(東莞) 有限公司	所有 間接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注2)	—	関係会社 長期貸付金	2,242
				資金の回収 (注2)	—		
				利息の受取 (注2)	118	未収利息	—
子会社	CMK AMERICA CORPORATION	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	1,369	関係会社 短期借入金	747
				資金の返済 (注2)	636		
				利息の支払 (注2)	4	未払利息	—

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	CMK EUROPE N.V.	所有 間接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	3,113	関係会社 短期借入金	2,592
				資金の返済 (注2)	2,792		
				利息の支払 (注2)	99	未払利息	
子会社	CMK ASIA(PTE.)LTD.	所有 直接 100.0%	資金の借入	資金の借入 (注2)	2,595	関係会社 短期借入金	1,794
				資金の返済 (注2)	1,495		
				利息の支払 (注2)	73	未払利息	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1.上記金額のうち、期末残高には消費税等が含まれております。  
2.資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
3.銀行借入および支払債務に対し債務保証を行ったものであります。  
4.増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。  
5.商品の仕入については、市場価格等を参考に決定しております。  
6.ロイヤルティについては、契約に基づいた利率により決定しております。

### 3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

### 4. 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 703円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円08銭  |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### (その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日本シイムケイ株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 沼 健 二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本シイムケイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本シイムケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日本シイエムケイ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 沼 健 二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本シイエムケイ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システム、コンプライアンス、危機管理体制、サステナビリティへの取り組みを重点監査項目として設定し、毎月監査役会を開催して監査の実施状況及び結果について監査役間で情報の共有化を図り、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査役室、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの運用においては、グローバル情勢の変化に即した体制整備とリスク管理機能が一層強化・浸透されるよう今後も注視してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

日本シイエムケイ株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 部 明 広 ㊟

社外監査役 芦 辺 真 幸 ㊟

社外監査役 横小路喜代隆 ㊟

以 上